

## 1 若者の職業能力開発やキャリア形成に当たっての視点

- 若者は、将来を担う貴重な人材であり、フリーター数が180万人前後、ニート数が60万人台で高止まる中、社会全体で支援をすることが重要
- 支援を行うに当たっては、個々の状況を踏まえて「個別的」に、個々の若者の必要性に応じて「持続的」に、関係機関が連携し「包括的」に、就職する時代に起因する不遇を生み出さないために「恒常的・安定的」に実施することが必要

## 2 今後の職業能力開発及び勤労青少年福祉対策の在り方

### (1) 職業訓練

- ・ 公共職業訓練での若者向けの訓練メニューや、雇成型訓練の推進
- ・ 学校に対する積極的な情報提供・発信や、学校等との一層の連携
- ・ 企業が行う人材育成への支援を推進

### (2) 職業能力評価

- ・ 職業能力検定について、対人サービス分野を重点に整備するとともに、技能検定3級などエントリーレベルの整備

### (3) 個人の主体的なキャリア形成支援

- ・ 若者を支える人材として、キャリア・コンサルタントの資質の向上を図り、その養成の促進
- ・ ジョブ・カードについては所要の見直しを行い、普及促進

### (4) ニート等の若者に対する支援

- ・ 地域若者サポートステーションについて、より効率的・効果的な事業となるよう必要な見直しを行い、安定的に事業を運営
- ・ 関係機関との連携や理解・協力を得つつ、各施設が有するノウハウの普及等を通じて機能を強化

### (5) 勤労青少年福祉対策について

- ・ 勤労青少年福祉法を、若者の充実したキャリア形成や雇用のために必要な法律として、発展的に整理

### (6) その他

- ・ 関係機関との連携の下に若者に対する職業能力開発を推進し、各施策を一体的、有機的に実施
- ・ 支援の対象や主体が多様であることを踏まえた利用者視点の広報や情報発信